	-	会	議		録	
令和2年度	第19採択地区都	数科用図書	第1回選	定委員会		
招集年月日	令和2年5月12	日(火)		開会	場所	行田市教育委員会 2B会議室
開閉の時刻 及び宣言者	開会 5月12 閉会 5月12				司会 学	校教育課長
会長	行田市教育研究会	長		副会長	中学校	校長会長
席次番号	出席の委員			摘		要
1	行田市教育研究会長					
2	小学校校長会長					
3	中学校校長会長					
4	行田市PTA連合会長					
5	学校教育課長					
	議事	⇒ 与	者			書記
字校教育課指	導主事兼主幹				字校教	育課指導主事兼主幹

発 言 者	会議の経過(議題・発言内容・結論等)
司会	開会 はじめに、第19採択地区教科用図書選定委員会規約について事務局より提 案。
事務局	(1) 選定委員会規約について 選定委員会規約については、資料1「市町村の教育委員会等が教科用図書を 採択するに当たっての採択基準等について(通知)」と資料2「『質の高い教 科書の実現と教科書採択の公平性・透明性を高めるために【ガイドライン】』 の周知徹底について(通知)」をもとに、規約を作成した。確認事項は7点。
	 ① 規約 第4条「委員」に関するところであるが、選定委員会は、第19採択地区の市内小・中学校長の代表3名以内、学校教育部長又は学校教育課長、PTA連合会の代表1名の5名以内として構成する。 ② 規約 第5条「会長」に関するところであるが、選定委員会の会長は、校長の代表をもって充てる。 ③ 規約 第10条「会議の公開」に関するところであるが、「会議は原則として、公開とする。但し、会長が認めた場合は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって、非公開とすることができる。」とする。 ④ 規約 第11条「教科用図書の選定方法」に関するところであるが、「委員会は、教科用図書について協議又は検討をし、種目ごとに市教育委員会に推薦すべき教科用図書として、所定の期日までに選定するものとする。」とする。 ⑤ 規約 第14条「調査員」に関するところであるが、専門性の高い調査員を選定することとし、「調査員は、第19・20採択地区内の学校の校長又は教頭、主幹教諭又は教諭を充てる」とする。 ⑥ 規約 第17条「情報公開」に関するところであるが、議事録及び資料について、市の規定に従って情報公開する。 ⑦ 附則2にあるように、「選定委員会を置く期間を、当該年度の使用教科用図書の採択を決定した日までとする。」とする。
司会	質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。 【全委員承認】
司会	次に、第19採択地区教科用図書選定委員会傍聴人規則について事務局より 提案。
事務局	第19採択地区教科用図書採択協議会傍聴人規則は、本会発足の日から施行し、解散する日に終了する。
司会	質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。 【全委員承認】
司会	それでは、この後の協議については、規約第10条により原則公開とする。 規約に基づいて公開してもよいか。
司会	【全委員承認】 傍聴される方は来ているか。
事務局	来ている。

司会

(2) 役員選出

役員選出にはいる。

規約第5条に基づき、会長は校長の代表とあるが、選定委員会の会長を行田 市教育研究会長にお願いする。

【全委員質問意見なし。全委員承認】

司会

行田市教育研究会長、席の移動をお願いする。それでは、規約第9条2項により、議事の進行を行田市教育研究会長にお願いする。

議長

まず、第6条にある会長の職務代理については、中学校校長会長を指名する。 また、庶務担当者は第7条に基づき、行田市教育委員会学校教育課 指導主 事に委嘱する。

【全委員承認】

議長

(3) 調査員の依頼

調査員の依頼について、この件については、公正・公平に教科用図書の研究を進める必要があり、約1か月間、教科用図書に係る内容について外部との接触を避けて調査研究に従事するために、規約第10条より非公開にすることができるがいかがか。

議長

【全委員承認】

賛成者多数のため非公開とする。

それでは、事務局より提案をお願いする。

事務局

なお、公平・公正を確保するために、関係の学校長を通して、採択に利害関係の無いことを確認した。

議長

質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。 【全委員質問意見なし。全委員承認】

議長

資料の回収をする。事務局にお願いする。

議長

今後の議事について、公開してよいか。

【全員承認】

議長

事務局は、傍聴者を中にお願いする。

(傍聴者確認 傍聴者あり)

議長

(4) 予算について

予算について、事務局から案をお願いする。

事務局

予算については、事務費、会議費、調査研究費、予備費を計上した。予算額については、令和元年度の選定委員会のものをもとに決めた。その中で調査研究費は、選定委員及び調査員の調査費になる。調査員の調査費に関しては、第19・20採択地区で共通に支出することにした。

議長

質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。 【全委員質問意見なし。全委員承認】

議長

(5) 採択にかかわる研究結果の報告

採択にかかわる研究結果の報告について、事務局から説明をお願いする。

事務局

承認された調査員について、この選定委員会を受けて調査員会を開催する。 その後、各教科1~4回程度、会を開き、中学校の12教科の教科用図書について採択規準に基づき調査研究し、その成果について報告する。様式は8ページのものである。

また、行田市内全中学校からも資料の27ページの様式によって、各学校から調査研究の成果の報告を受けることを提案する。

この結果の集約については、学校が研究結果を教育委員会に提出し、それを事務局がまとめる予定である。

議長

質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。【全委員質問意見なし。全委員承認】

議長

(6) 保護者の意見聴取

保護者の意見聴取について、事務局から説明をお願いする。

事務局

規約第16条に「保護者からの意見を聴取することができる」とある。 令和元年度の教科用図書の選定においても各学校を通して、教科書展示会で 教科書を見てもらい、保護者等にアンケート記入をいただいた。

本年度も、33ページにあるように市内中学校PTA会長に意見を求めていくことを提案する。

議長

質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。 【全委員質問意見なし。全委員承認】

議長

(7) 選定方法

選定方法について、事務局から説明をお願いする。

事務局

まず、選定は第3回選定委員会にて行う。選定にいたるまでに、第2回選定 委員会で教科書採択担当指導主事から各教科書の報告並びに質疑を行う。

その上で、各委員は教科書について研究し、第3回の選定委員会にて、協議、選定を行ってもらう。

議長

質問、意見はあるか。なければ、承認をお願いする。【全委員質問意見なし。全委員承認】

議長

(8) 今後の予定

今後の予定について、事務局から説明をお願いする。

事務局

① 学校から各市教育委員会への研究結果報告を7月6日(月)に予定している。調査員会からの調査報告も6月25日(木)に提出される。

- ② 教育委員会から選定委員会会長あて研究結果報告を7月8日(水)に予定している。
- ③ 第2回選定委員会は、7月9日(木)に開催し、調査員の調査研究結果を教科書採択担当指導主事より報告する。
- ④ 第3回選定委員会は、7月17日(金)に開催し、選定を行う。

選定結果の報告に基づいて、市教育委員会で採択を進める。

議長

質問、意見はあるか。 【全委員質問意見なし。】

議長

円滑に終了することができた。第2回の選定委員会は7月9日 (木) に予定している。進行を司会にお願いする。

司会

閉会の言葉を副会長にお願いする。

副会長

以上で、令和2年度 第1回第19採択地区教科用図書選定委員会を終了する。